

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険税に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

板倉町は、国民健康保険税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の実態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

板倉町長

公表日

令和7年10月31日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税に関する事務
②事務の概要	地方税法及び板倉町国民健康保険税条例等の規定に基づき、賦課決定をしている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①国民健康保険税の賦課 ②国民健康保険税の更正 ③国民健康保険税の減免 ④国民健康保険税の特別徴収 ⑤国民健康保険税の課税の特例(非自発的失業者に係る保険料の軽減)
③システムの名称	国民健康保険税システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険税賦課情報ファイル、国保資格個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第24項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 総務課 情報広報係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 税務課 住民税係
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)に従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> [] 十分である 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「板倉町情報セキュリティポリシー」に従い、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失、毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 USBメモリは、事前に許可された媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 また、使用する場合は、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、確認を行った上で廃棄する。 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	戸籍税務課	税務課	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	戸籍税務課長 丸山 英幸	税務課長	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口:板倉町役場 戸籍税務課 住民税係	〒374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 税務課 住民税係	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 連絡先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口:板倉町役場 戸籍税務課 住民税係	〒374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 税務課 住民税係	事後	
令和1年6月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	
令和7年10月30日	I-1-③ システムの名称	国民健康保険税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	国民健康保険税システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和7年10月30日	I-2 特定個人情報ファイル名	課税ファイル	国民健康保険税賦課情報ファイル、国保資格個人情報ファイル	事後	
令和7年10月30日	I-3 特定個人情報の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第1の16、30の項	番号法第9条第1項 別表第24項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月30日	IV-8 人手を介在させる作業		項目追加	事後	
令和7年10月30日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		項目追加	事後	
令和7年10月30日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 1、46の項 (別表第2における情報照会の根拠) 27、42、44、45の項	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項	事後	
令和7年10月30日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉268 2番地1 受付窓口:板倉町役場 税務課 住民税係	〒374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉268 2番地1 受付窓口:板倉町役場 総務課 情報広報係	事後	